令和　　年　　月　　日

　海難審判所長　殿

　　　　　　　　　　　　　登録者との続柄

　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　（記名又は署名）

　下記の者は，海難審判法施行規則第２０条第４号の欠格条項に至ったため，海難審判法施行規則第２６条の２の規定により届け出ます。

記

　登録番号　　第　　　　　号

　氏　　名

　　　　添付書類

　　　　　　　診断書

（参考）

海難審判法施行規則第２０条第４号

　精神の機能の障害により海事補佐人の職務を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

海難審判法施行規則第２６条の２

 海事補佐人又はその法定代理人若しくは同居の親族は，当該海事補佐人が精神の機能の障害を有することにより認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは，海難審判所長に届け出なければならない。この場合においては，病名，障害の程度，病因，病後の経過，治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。